

徳島県告示第三百七十二号

徳島県南部総合県民局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量）	阿南市上大野町、中大野町及び下大野町地内	令和四年六月六日から 令和五年一月十五日まで
同	阿南市下大野町地内	令和四年六月六日から 令和四年十二月六日まで
同	阿南市柳島町及び上中町地内	令和四年六月六日から 令和四年十一月十六日まで
同	阿南市上中町地内	令和四年六月六日から 令和四年十一月二十六日まで
同	阿南市宝田町及び長生町地内	同